

消費者トラブル注意報

Vol.14



「保険金が使えない?」住宅修理サービス 安易に契約せず保険会社に確認を

「保険金で住宅修理ができる」と言って訪問した業者との契約トラブルの相談が寄せられています。特に台風など自然災害の後に多く、高齢者からの相談が増えています。

《事例》

○自宅を訪問した業者から、「保険金を使い住宅を修理しないか」と勧誘された。「保険会社への申請は当社が代行する。自己負担は一切かからない」と言われ契約したが、その後、保険会社からは「保険の支払い対象外で、全額自己負担」と言われた。業者に解約を申し出たら、高額なキャンセル料を請求された。

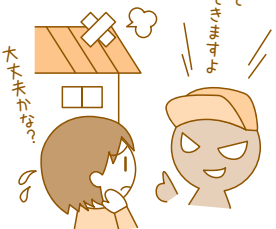
○台風の後、屋根修理業者が自宅に来て「古くなった箇所も台風のせいにして保険金を請求しよう」と言われ、契約した。その後、保険会社からは「老朽化による損害は保険支払いの対象外」と言われた。

《アドバイス》

○業者の勧誘には安易に契約せずに、契約前に自身で保険会社に確認しましょう。

○保険金請求の際は、消費者

タダで修理できますよ



自身が事実に基づいて請求しましょう。

○保険金を使う、使わないに関わらず、住宅修理をする場合は複数の業者から見積もりをとり、工事内容や契約内容をよく確認しましょう。

○十分な説明をせず、強引に契約や着工をせかす悪質な業者に注意しましょう。

◆相談・問い合わせ先

匠瑳市消費生活センター(相談専用電話) ☎74・7007

日時：原則月・火・木・金曜日

9時～12時、13時～16時

場所：市役所3階産業振興課